

栃木県文化振興基本計画

～みんなで育み、誇る「とちぎの文化」～

平成21年2月

栃 木 県

目 次

I 文化を取り巻く環境の変化	1
II 基本計画策定の考え方	2
III 基本目標	3
IV 文化振興の視点	4
V 文化振興施策の方向	5
VI 文化振興施策の展開	7
1 多彩な文化活動の促進	7
2 文化に親しむ環境の整備	8
3 文化を支える担い手の育成	9
4 伝統的文化の保存、継承、活用	10
5 文化による地域の振興	11
VII 文化行政推進体制の整備	12
VIII 文化振興基本計画の体系図	14
参考資料	
1 栃木県文化振興基本計画の策定経過	16
2 「県民の文化に関する意識調査」の概要	17
3 栃木県文化振興条例	24
4 栃木県文化振興審議会規則	29
5 栃木県文化振興審議会委員名簿	30

Ⅰ 文化を取り巻く環境の変化

県民の文化に対する関心や期待の高まりを受け、県では平成10年3月にとちぎ文化振興ビジョンを策定し、様々な文化振興施策を実施してきましたが、策定以来10年間に経過し、文化を取り巻く環境が大きく変化してきており、こうした時代への対応が求められています。

○価値観の多様化

物質的な豊かさが達成され人々の価値観が多様化する中、人々は精神的な安らぎや潤いのある生活など心の豊かさを重視し、自己実現を図るようになってきています。

○国際化、情報化等の進展

経済活動などの様々な分野で国際化が進む中、ブロードバンドに代表される情報通信技術の飛躍的な進歩により、インターネットを通じた音声、画像、動画など大容量データの国内外への発信が容易になってきています。

○地方分権の進展

地方分権一括法の施行を契機として、市町村合併が進展するとともに、中央から地方へという本格的な地方分権や地方の自立が求められてきている中で、地域間の格差が広がってきています。

○少子高齢化の進行

結婚観や価値観などの個人の意識の変化等を背景とした少子化の進行と、平均寿命の伸長等による老年人口の増加が同時進行し、少子高齢化が急速に進む中、家族のあり方や近所づきあいなどの地域社会の姿が大きく変化してきています。

○過疎化の進行

都市部への人口集中が進行する一方で、地方の中山間地域等の中には過疎化に歯止めがかからず、地域産業が衰退するとともに、地域共同体としての機能が維持できない集落が発生してきています。

○経済成長の鈍化

バブル崩壊後の長期にわたる景気の低迷後、景気回復基調が続きましたが、世界的な金融市場の混乱等の影響を受け、景気の先行きは一段と厳しい状況になってきています。

○文化に関する状況の変化

平成13年に文化振興の基本となる文化芸術振興基本法が制定されました。

また、平成15年から公の施設の管理を民間企業等が行える指定管理者制度が始まり、一部の文化施設で導入されるなど、文化を取り巻く状況が大きく変化してきています。

II 基本計画策定の考え方

1 計画の策定趣旨

栃木県文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、本県文化の一層の振興を図ることを目的として平成20年3月に制定した栃木県文化振興条例（以下「条例」という。）の理念や目的を実現するため、本県文化の現状や県民ニーズを踏まえ、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、条例第7条の規定に基づき文化の振興に関する基本的な方向及び施策に関する事項について定めるものです。

2 計画の位置付け

基本計画は、栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の文化振興に関する部門計画とするとともに、平成10年3月に策定したとちぎ文化振興ビジョンを踏まえ、本県文化振興の基本となる計画とします。

3 計画の期間

基本計画は、平成21年度から10年間程度を展望したものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象となる文化の範囲

文化は、広義には、人の立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわるすべてのことを意味します。基本計画では、条例に規定されている芸術、芸能、生活文化、伝統的文化などの分野とともに、文化を活用した地域づくりや産業の振興などを含めたものとします。

【対象分野】

- 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
- メディア芸術：映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
- 芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
- 生活文化：茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
- 国民娯楽：囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
- 文化財：有形及び無形の文化財
- 地域の伝統的文化：年中行事、伝統工芸、伝統芸能、その他の地域における伝統的な文化
- その他：地域の産業、自然環境、景観等

Ⅲ 基本目標

本県には、豊かな自然や歴史の中で培われ、先人たちの知恵にはぐくまれてきた、地域独自の伝統的な文化が数多く継承されています。また、県内各地で、県民による様々な文化活動が活発に展開され、新たな文化が創造されています。

文化は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、日々の暮らしに生きがいとうるおいをもたらします。さらに文化は、地域コミュニティの形成や地域の特色ある産業の振興をはじめ様々な分野において、その果たす役割は大きくなってきています。

このようなことから、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を図るために、県民協働の下に本県文化の振興に一層努めることとし、基本目標を次のとおり掲げます。

みんなで^{ほんく}育み、^{ほこ}誇る「とちぎの文化」

IV 文化振興の視点

基本計画は、条例第2条に掲げた5つの基本理念を文化振興の視点として策定します。

1 県民の自主性と創造性の尊重

文化は、人々の自由な発想と活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化活動を行う県民の自主性と創造性が尊重されることにより、本県独自の多彩で個性豊かな文化が創造されるという視点が重要です。

2 文化を創造し、享受することができる環境の整備

文化を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民誰もが様々な文化に触れ、文化活動に参加し、文化を創造することができる環境を整えていくことが重要です。

3 多様な文化の保護と発展

多様な文化が共存することは、本県文化の一層の発展のための基礎となるものであることを踏まえ、多様な文化を守りはぐくんでいくことが重要です。

4 伝統的な文化の保存、継承と新しい文化の創造のための活用

歴史や風土の中ではぐくまれてきた県内各地域の特色ある伝統的な文化は、郷土愛や誇りの源泉であることを踏まえ、伝統的な文化を保存し、次の世代に継承していくとともに、新しい文化の創造のために活用していくことが重要です。

5 県民協働による文化の振興

県民一人ひとりが文化を楽しみ享受するとともに、文化の担い手でもあることを踏まえ、県民、民間団体、事業者、市町、県がそれぞれの役割や責務を担いながら相互に連携、協力して文化を振興していくことが重要です。

V 文化振興施策の方向

文化振興の視点に則り、5つの文化振興施策の方向を定めます。

1 多彩な文化活動の促進

個性豊かで多様な文化活動が促進されるよう、文化の担い手である県民一人ひとりが主体的で自由な発想の下に、文化を創造し、交流、発信することができるよう取り組んでいく必要があります。

(基本的施策)

- 芸術及び芸能の振興
- 生活文化等の振興
- 高齢者、障害者等の文化活動の充実
- 文化交流の推進

2 文化に親しむ環境の整備

県民が気軽に文化に親しむ環境の整備が図られるよう、文化施設等において様々な文化を鑑賞し発表することができる機会を提供するとともに、文化に関する情報の提供等に取り組んでいく必要があります。

(基本的施策)

- 鑑賞、発表等の機会の充実
- 文化施設の充実及び活用
- 文化情報の収集及び提供

3 文化を支える担い手の育成

地域における伝統的な文化や、県内各地で活発に行われている多彩な文化活動を継承、発展させていくために、リーダーとして文化活動を支える担い手の育成を図るとともに、次代を担う子どもたちの文化に対する理解を深めていく必要があります。

(基本的施策)

- 文化活動の担い手の育成
- 学校教育及び社会教育における文化活動の充実
- 文化の振興に寄与した者の顕彰

4 伝統的文化の保存、継承、活用

本県には、豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた有形・無形の文化財や地域の伝統的な文化が、各地に数多く継承されており、これらの文化は地域の個性や地域の誇りとなることから、保存、継承するとともに、新たな文化の創造につなげていく必要があります。

(基本的施策)

- 文化財の保存、継承、活用
- 伝統的な文化の保存、継承、活用

5 文化による地域の振興

本県独自の伝統的な文化や新たな芸術文化は、訪れる人に感動を与え、本県の大きな魅力の一つとなるものであることから、これらの多種多様な文化資源の価値を認識し、観光等の地域産業の発展、地域の活性化に活用していくことが必要です。

また、本県の誇る自然や優れた景観は、人々に潤いや安らぎを与えると同時に、文化をはぐくむ基礎となるものであり、自然環境の保全や地域の個性を活かした景観の形成を図っていくことが必要です。

(基本的施策)

- 文化による地域づくり
- 文化情報の発信
- 文化をはぐくむ環境の整備

VI 文化振興施策の展開

文化振興施策の方向を踏まえ、以下の施策を展開していきます。

1 多彩な文化活動の促進

○芸術及び芸能の振興

芸術は人々の自由な創造活動により生み出され、多様な芸術活動が本県の文化の幅を広げるものであることから、県民一人ひとりが主体的に文化活動に取り組むことができるよう芸術や芸能の振興に努めます。

□具体的な施策

- ・栃木県芸術祭の開催
- ・文化を担う人材や団体の育成・支援
- ・県立美術館や県立博物館等の文化施設における展示事業等の充実
- ・県総合文化センターにおける文化事業の充実

○生活文化等の振興

生活文化（茶道、華道、書道、食文化、スポーツ等）や国民娯楽（囲碁、将棋等）は、県民が日常生活の中で親しみ、くらしの中で豊かさや生きがいを実感できるものであり、県民が気軽に親しむことができるよう生活文化等の振興に努めます。

□具体的な施策

- ・栃木県芸術祭の開催
- ・地域の伝統的行事等の保存・継承活動の支援
- ・地域の食文化の普及

○高齢者、障害者等の文化活動の充実

高齢者や障害者等に多様な文化活動の機会が提供されるとともに、文化活動をとおして自己実現を図ることができる環境の整備に努めます。

□具体的な施策

- ・シルバー大学の運営や「ねんりんピックとちぎ」の開催
- ・栃木県障害者文化祭の開催
- ・文化施設のバリアフリー化の推進

○文化交流の推進

異なる歴史や風土にはぐくまれた多様な文化との交流をとおして相互理解や連携を深めていくことは、自らの文化を再認識し新たな文化創造の契機となり、文化活動を一層活性化させることから、世代や地域を超えた多様な文化の交流に努めます。

□具体的な施策

- ・国民文化祭等のイベントへの参加
- ・本県の友好交流先や諸外国との文化交流の推進
- ・（財）とちぎ生涯学習文化財団が実施するとちぎ舞台芸術アカデミー等の交流型事業の促進

2 文化に親しむ環境の整備

○鑑賞、発表等の機会の充実

本県文化の向上を図るためには、県民一人ひとりが優れた国内外の公演や展覧会を鑑賞し豊かな感性をはぐくむとともに、積極的に文化創造活動に参加することが重要であり、県民誰もが等しく文化芸術を鑑賞、発表し、創造することができる環境の整備に努めます。

□具体的な施策

- ・ 県総合文化センターにおける文化事業の充実
- ・ 県立美術館、県立博物館等の文化施設における展示事業の充実
- ・ 栃木県芸術祭の開催
- ・ 国民文化祭への派遣支援
- ・ 県の施設を活用した文化事業の推進

○文化施設の充実及び活用

県民の自発的な文化活動を一層活発にするために、文化活動の拠点である各文化施設において、県民が気軽に文化に親しみ活動できるよう、県民ニーズに対応した機能の充実や施設運営に努めます。

□具体的な施策

- ・ 県立美術館、県立博物館、県総合文化センター、県立図書館、文書館等の文化関連施設の充実及び活用
- ・ 県立美術館、県立博物館、文書館における資料収集、調査研究及び展示活動の推進
- ・ 市町や民間との連携による施設の活用

○文化情報の収集及び提供

県民の文化活動の一層の活性化を図るため、文化関連のイベントや指導者、団体等の様々な情報を収集し、インターネットや各種メディアなどの多様な手段を活用して広く提供するように努めます。

□具体的な施策

- ・ インターネットを活用した文化関連情報の収集、提供
- ・ 各種メディアや広報誌を活用した文化関連情報の発信

3 文化を支える担い手の育成

○文化活動の担い手の育成

本県の誇れる地域の伝統的な文化や、県民の創造的な文化活動が活発に行われ、県内各地において個性豊かな文化が継承・創造されるよう、国内外を問わず広く人材を受け入れながら、地域の文化活動を支える人材や団体の育成に努めます。

□具体的な施策

- ・文化団体の行う文化事業に対する支援
- ・新進芸術家の育成のためのコンクールの開催
- ・文化活動を行う NPO や団体の育成及びネットワーク化の推進
- ・文化に関する研究者等の育成

○学校教育及び社会教育における文化活動の充実

次代を担う子どもたちや青少年を、豊かな感性をもった人間としてはぐくむとともに、広く県民が文化に親しむことができるよう、学校教育や社会教育等において様々な文化に触れ、興味をいただき、文化に関する理解を深めることができる環境の整備に努めます。

□具体的な施策

- ・学校や公民館等における舞台芸術や伝統文化等の鑑賞・体験型事業の充実
- ・学校や公民館等における地域の芸術家や伝統芸能保持者等による各種文化芸術活動の充実
- ・学校関係文化団体の活動に対する支援
- ・県立美術館、県立博物館、風土記の丘資料館における子どもたち等を対象とした講座の開催
- ・（財）とちぎ生涯学習文化財団が実施する児童・生徒等を対象とした文化事業の促進
- ・とちぎ県民カレッジ等の生涯学習事業の推進

○文化の振興に寄与した者の顕彰

本県文化の活性化を図るために、文化活動等の分野で顕著な功績を収め、本県文化に多大な貢献のあった人や団体に対し積極的に顕彰を行っていくよう努めます。

□具体的な施策

- ・栃木県文化功労者の表彰及び功績の紹介
- ・栃木県各種功労者の表彰及び功績の紹介

4 伝統的文化の保存、継承、活用

○文化財の保存、継承、活用

本県には建造物や史跡等の貴重な有形、無形の文化財が、県民共通の貴重な文化的遺産として保護されてきていることから、これらの文化財を保存、継承するとともに積極的な活用に努めます。

□具体的な施策

- ・ 国、県等指定文化財の保護及び活用の推進
- ・ 埋蔵文化財の保護及び埋蔵文化財センターや風土記の丘資料館における埋蔵文化財の活用の推進
- ・ 日光杉並木街道の保護及び日光杉並木オーナー制度の普及啓発
- ・ 足利学校及び足尾銅山の世界遺産登録の支援
- ・ 地域の文化財を保存、活用する団体等の育成

○伝統的な文化の保存、継承、活用

本県には、歴史や風土の中で守りはぐくまれてきた地域固有の伝統芸能や伝統行事が、各地に数多く継承され地域の誇りとなっていることから、これらの伝統的な文化の保存、継承、活用に努めます。

□具体的な施策

- ・ 伝統的文化の発表、鑑賞機会の提供
- ・ 地域の伝統文化の保存活動の支援
- ・ 県伝統工芸品の指定及び県伝統工芸士の認定
- ・ 伝統的産業（本場結城紬及び益子焼等）の後継者育成

5 文化による地域の振興

○文化による地域づくり

本県には風土や生活の中ではぐくまれ受け継がれてきた、伝統的文化や生活文化などの地域独自の個性豊かな文化が数多く継承されています。これらの文化は、郷土愛をはぐくむものであるとともにまちづくりや観光等の産業とも密接に関連していることから、文化資源を活用した地域の活性化や産業の振興に努めます。

□具体的な施策

- ・文化資源を活用した観光の振興
- ・県伝統工芸品の展示や販路拡大の支援
- ・県伝統工芸品を活用した新製品の開発支援
- ・文化財を活用した個性ある地域づくりの推進
- ・栃木県フィルムコミッションの推進

○文化情報の発信

本県の特徴ある様々な文化の魅力を、国内外の多くの人に広く知ってもらうことは、観光等の地域産業の振興や地域の発展に寄与するものであることから、本県文化に関する情報の発信に努めます。

□具体的な施策

- ・インターネットを活用した文化関連情報の発信
- ・各種メディアを活用した文化関連情報の発信
- ・県庁舎や昭和館を活用した歴史や文化、伝統工芸品等の展示

○文化をはぐくむ環境の整備

本県に残されている豊かな自然や優れた景観は、県民の誇りであるとともに、人々に潤いや安らぎを与え、日々の生活を通して個性豊かな本県独自の文化をはぐくむ基礎となるものであることから、自然環境の保全や地域の個性を活かした景観の形成に努めます。

□具体的な施策

- ・自然環境の保全の推進及び自然に親しむ環境の整備
- ・電線地中化による都市景観の整備
- ・美しい景観づくりのための建築物及び景観の表彰
- ・史跡、名勝、天然記念物や文化的景観の保全と整備

VII 文化行政推進体制の整備

文化振興施策を円滑に展開していくためには、県民、民間団体、事業者、市町、県が各々の役割を認識するとともに、相互に連携、協力しながら社会全体で文化の振興に取り組んでいくことが重要です。このため県は、文化振興施策を総合的、効果的に推進するとともに、県民や関係団体との協働による文化の振興が円滑に行われるよう、庁内推進体制の整備や関係機関との連携に努めます。

○庁内推進体制の整備と計画の進捗状況の評価

文化に関する多様な県民ニーズに的確に応えるために、全庁的に文化振興施策を推進するための庁内体制の充実強化に努めます。また、文化振興施策の効果的な推進を図るために、定期的に計画の達成度や効果を検証し、施策の見直しや改善を行うよう努めます。

- ・文化行政庁内連絡会議の運営
- ・栃木県文化振興審議会の運営
- ・文化振興基本計画の進捗状況の管理
- ・文化施設や文化行政等に関わる職員の資質の向上

○市町との連携

文化行政を推進するにあたっては、県民に身近な自治体であり、地域の特性に応じた文化振興施策を実施する市町と協力しながら進める必要があることから、積極的に情報交換等を行い連携の強化を図るとともに協働の取組に努めます。

- ・市町との文化行政推進会議の設置

○文化団体等との連携

文化団体やNPO（民間非営利団体）等は、本県文化振興にあたって重要な役割を担っていることから、これらの団体との連携の強化を図るとともにネットワークの構築や協働の取組に努めます。

- ・文化団体、NPO等との協働による文化事業の取組

○大学等高等教育機関との連携

県内の大学等高等教育機関は、専門的知識を有する多数の人材を有していることから、これらの知的資源を地域の文化活動に活かせるよう、大学等との連携に努めます。

- ・大学等と連携した文化事業の推進

○（財）とちぎ生涯学習文化財団との連携

（財）とちぎ生涯学習文化財団は、本県文化振興の中核的推進主体として県総合文化センターを拠点に幅広い事業展開を行っていることから、財団と連携、協力しながら効果的な文化振興事業の推進を図るとともに財団の機能強化に努めます。

- ・県総合文化センターにおける各種文化事業の充実
- ・県埋蔵文化財センターにおける埋蔵文化財活用事業の推進

○ 栃木県文化協会との連携

栃木県文化協会は、本県文化の中核的な活動主体として様々な文化団体と連携し、県とともに栃木県芸術祭等を実施してきていることから、県文化協会と連携した文化振興の取組の強化に努めます。

- ・ 栃木県文化協会との共催による芸術祭等の開催

○ 民間の文化支援活動等の促進

文化に対する県民の関心が高まってきていることから、文化ボランティアやメセナ活動（文化活動に対して行う支援活動）が活発になるよう、情報提供や啓発に努めます。

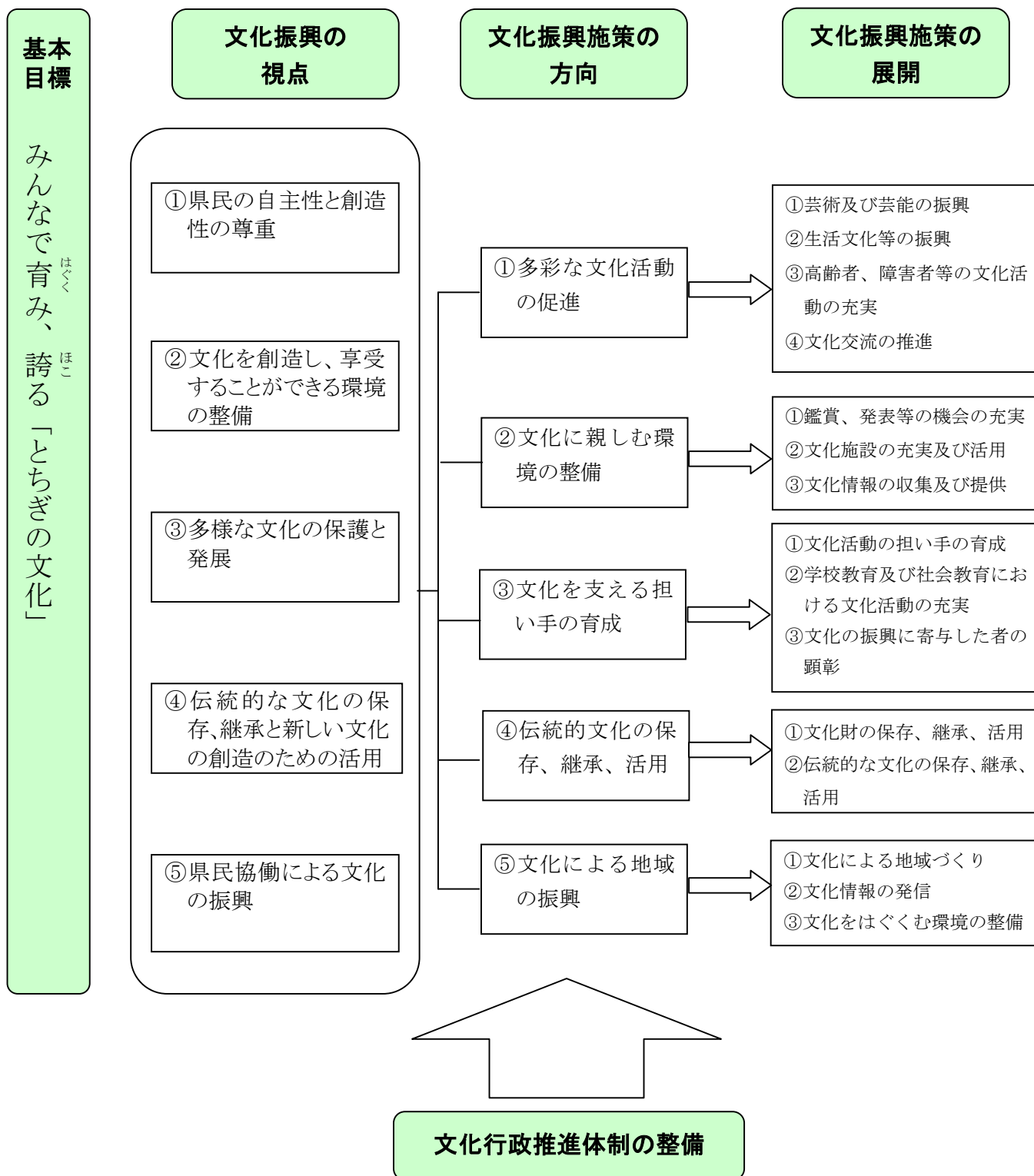
- ・ 文化施設や伝統的な行事等における文化ボランティアの育成や活用
- ・ 企業等のメセナ活動の促進

○ 基金の創設

本県文化振興施策を長期的な視点で安定的に推進していくための新たな財源や寄付金等の受け皿となる、文化振興を目的とする基金の創設に努めます。

- ・ 文化振興のための基金の創設

Ⅷ 文化振興基本計画の体系図



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内推進体制の整備と計画の進捗状況の評価 ○ 市町との連携 ○ 文化団体等との連携 ○ 大学等高等教育機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ (財) とちぎ生涯学習文化財団との連携 ○ 栃木県文化協会との連携 ○ 民間の文化支援活動等の促進 ○ 基金の創設 |
|--|--|